

プラスワン通信

民法改正（相続分野）

民法における、相続分野の規定が40年ぶりに改正されました。

主な改正ポイントは、下記の3つになります。

- ① 相続発生により、残された配偶者の保護を手厚くした点（配偶者居住権の新設等）
 - ② 亡くなった方（被相続人）の、介護や看護をしてきた人に報いる制度を導入（特別寄与料の新設）
 - ③ 自筆証書遺言の利便性、信頼性を高める制度の導入
- それでは、3つの改正点について、ご説明させていただきます。

① 配偶者居住権を新設

配偶者居住権とは、他の相続人の主張に関わらず、配偶者は生涯自宅に住み続ける事が可能になる権利です。

※ 配偶者居住権は、登記する事で、所有権譲渡後の第三者へも主張が可能になります。その為、「配偶者居住権」を取得する事で、「自宅の所有権（100%）」を取得する必要がなくなり、且つ、居住権の相続評価額は、所有権評価額（100%）より低くなる為、遺産分割協議において、預貯金など、他の遺産取り分を増やす事も可能になります。

一例)

夫の相続発生における、100%の所有権評価額2,000万円の自宅について……

「配偶者居住権1,000万円分を妻が取得」、「残り1,000万円分の所有権を子が取得」

※ 配偶者居住権は相続税の課税対象になる為、遺産分割協議には注意が必要です。

又、婚姻期間20年以上の夫婦であれば、「配偶者に自宅を生前贈与 or 遺贈の意思を示す」事で自宅を遺産分割の対象から、外せる事が可能になりました。

② 介護等をしてきた相続人以外も、遺産の受取りが可能に

被相続人の介護や看護を、義理の姉や妹等がしていた際、貢献割合に応じた遺産を受取る事が可能になりました。（特別寄与料）

※ 請求により、遺産分割協議が揉める可能性もあり、利用は慎重に考える必要があります。

③ 自筆証書遺言についての改正

公正証書遺言以外の遺言書（自筆証書遺言と秘密証書遺言）は、家庭裁判所による「検認」が必要でしたが、遺言書作成後に法務局で保管する事により、自筆証書遺言は、この検認作業が「不要」となります。

又、財産目録の部分に限り、自筆で書く必要がなくなりました。

他にも、被相続人の預金について、遺産分割協議中や調停中でも、必要に応じて換金が可能になりました。これら改正内容は、2020年7月までに、順次施行されていきます。（因）

株式会社プラスワン

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階

TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL: 03-3255-2305

Mail: info@kkplus1.com